

印西市週休2日制適用工事実施要領（土木工事）

（目的）

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、印西市は、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事を実施する。この要領は、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）適用工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

（2）現場閉所による週休2日工事

ア 週休2日

①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜から日曜日までとする。

また、完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

エ 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

オ 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

カ 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

(3) 週休２日交替制工事

ア 週休２日

①完全週休２日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

②月単位の週休２日とは、対象期間において、すべての月で技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

③通期の週休２日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

エ 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間をいう。この場合において、従事した期間とは、元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

オ 休日率

休日率＝対象期間内の休日日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

カ 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 共通

ア 対象期間外

- ①年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間
- ②工場製作のみを実施している期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例）・工事の一部に作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。

・催事、地元対応等により、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。

- ⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

イ 4 週 8 休

- ①完全週休 2 日

対象期間内のすべての週で現場閉所率又は平均休日率が 28.5%（2 日／7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

- ②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月で現場閉所率又は平均休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上のことをいう。

ただし、現場閉所による週休 2 日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）

以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が 28.5%(8 日／28 日)
以上のことをいう。

(対象工事)

第 3 条 本要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、印西市が発注する工事（営繕関係工事、港湾関係工事は除く。）において、事業担当課が指定する工事とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工が 1 週間未満の工事（現場施工とは、積み上げによる作業日（不稼働日を含む。）をいう。）
- (2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事をいう。）

(発注方式)

第 4 条 本要領に基づく工事の発注方式は、現場閉所による週休 2 日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休 2 日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても、月単位の週休 2 日とする。

また、現場閉所による週休 2 日工事として発注した場合において、受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができるものとする。

(工事費の積算)

第 5 条 本要領の対象とする工事費の積算は、次の各号に掲げるいずれかによるものとする。

- (1) 月単位を前提とした場合

週休 2 日の各区分に応じた補正係数（別紙 1）を各経費等に乗じる。

発注時は、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

また、受注者が完全週休 2 日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

- (2) 通期を前提とした場合

週休 2 日の各区分に応じた補正係数（別紙 1）を各経費等に乗じる。

発注時は、通期の4週8休達成を前提とした積算を行う。ただし、市場単価方式については、現場閉所の状況に応じて、別紙1に示す補正係数を乗じるものとする。

(実施方法)

第6条 本要領の対象とする工事の実施方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 条件明示等

発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を別紙2のとおり記載し、公告時等に工事工程表を添付すること。なお、工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

(2) 受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取組方式と対象期間について、工事打合せ簿により協議すること。

また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること

(3) 工事看板による表示

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙3）。

(4) 実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙4）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙5）又は休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。

また、チェックリストの確認用に現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れな

いおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。この場合において、別紙 6 は週休 2 日交替制工事の場合に使用するものとする。

(5) 工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ①工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間を監督職員に協議する。

(工事成績)

第 7 条 工事成績評定について、週休 2 日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

(補則)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要領の廃止)

- 2 この要領の施行に伴い、印西市週休 2 日制適用工事試行実施要領（令和 6 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

別紙 1

○各補正係数

・現場閉所による週休2日工事の補正

	完全週休2日 (土日)	月単位の 週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

・週休2日交替制工事の補正

	完全週休2日	月単位の 週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

○市場単価方式の補正係数について

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日	月単位
1	鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
2	ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
4	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
4	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
5	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
6	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
7	防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
8	防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
10	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
11	法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
12	吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
13	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
14	道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
15	公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
18	橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
20	グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
21	軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
22	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

○土木工事標準単価の補正係数について

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			完全週休2日(土日)	月単位	完全週休2日	月単位
1	区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
2	高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
3	橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
4	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
		人力	1.02	1.02	1.02	1.02
5	コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
6	排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
7	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
8	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
9	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
10	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
11	剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
12	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
13	防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
14	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
15	塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
16	バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
17	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
18	仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
19	機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
20	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
21	ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
22	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
23	侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
24	支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
25	耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
26	フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
27	H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
28	橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

別紙 2

○特記仕様書記載例

(週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）（又は通期での週休 2 日（4 週 8 休以上））達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者が、工事着手前に完全週休 2 日（土日）（又は月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上））の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休 2 日（土日）（又は月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上））相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 5 週休 2 日制の実施にあたっては、「印西市週休 2 日制適用工事实施要領」に基づき行うこと。

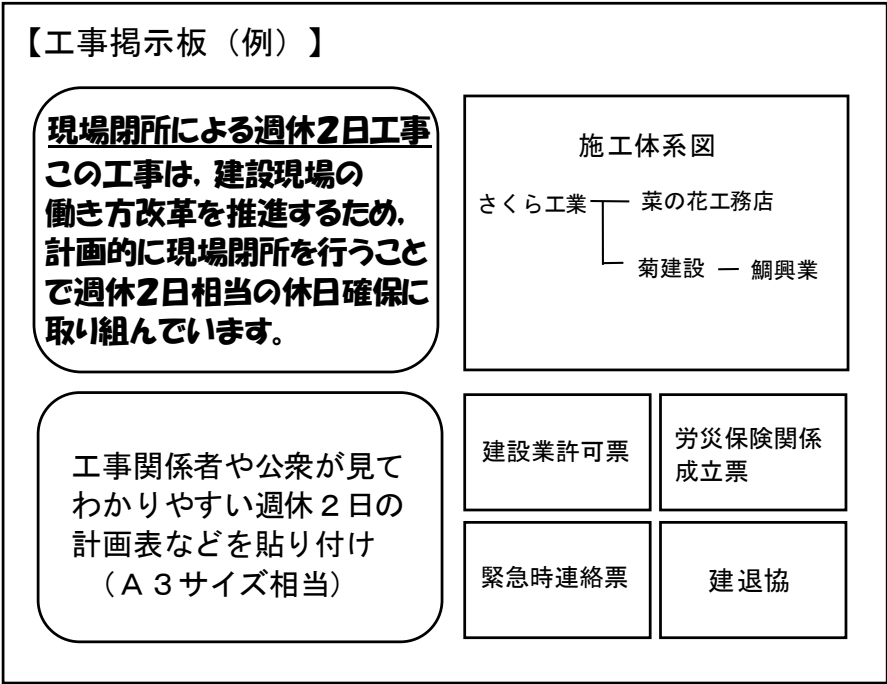
(週休 2 日制適用工事【週休 2 日交替制工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

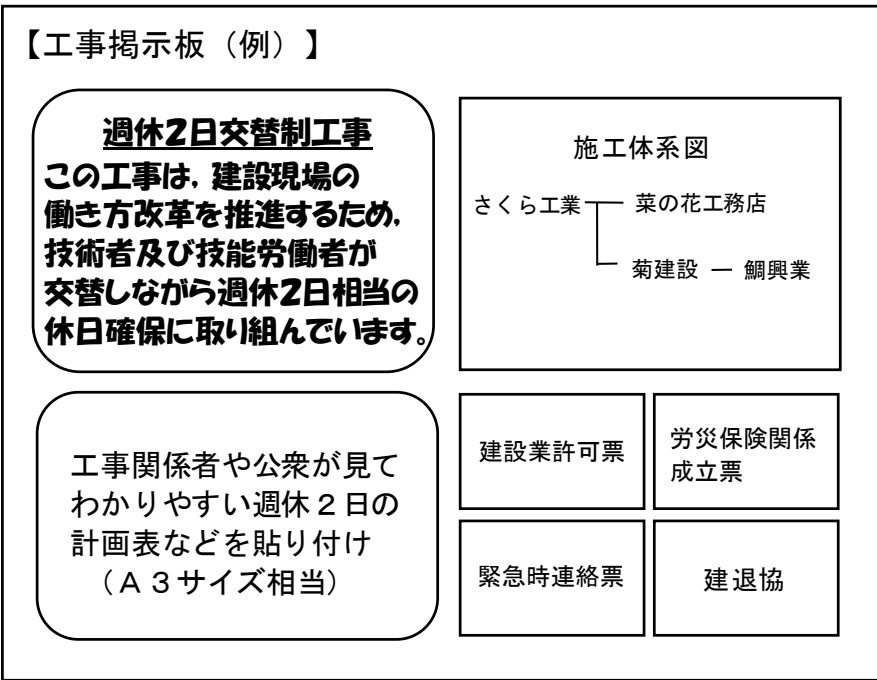
- 2 受注者は、週休 2 日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）（又は通期での週休 2 日（4 週 8 休以上））達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が、工事着手前に完全週休 2 日（又は月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上））交替制の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休 2 日（又は月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上））相当を達成した場合は経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 4 週休 2 日制の実施にあたっては、「印西市週休 2 日制適用工事实施要領」に基づき行うこと。

○ 公衆が見やすい場所への明示例

・ 現場閉所による週休 2 日工事



・ 週休 2 日交替制工事



別紙 4

様式－14 工 事 履 行 報 告 書																		
工事名																		
工期	～																	
日付	(月分) (受注者名)																	
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考															
(記事欄) 【現場閉所型による週休2日工事】 (完全週休2日(土日)の場合 記載例) 今月 第1週 現場閉所日 2／7日 (28.5%) ○ 第2週 現場閉所日 2／7日 (28.5%) ○ 第3週 現場閉所日 1／7日 (14.2%) × 第4週 現場閉所日 2／7日 (28.5%) ○ 第5週 現場閉所日 3／7日 (42.8%) ○ ※月の最終週(7日未満)については、翌日の第1週に含めるものとする。 (月単位の場合) ※通期の場合でも書き方は同じです。 今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日 累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; border: 1px solid black;"> 総 括 監督員 </td> <td style="width: 15%; text-align: center; border: 1px solid black;"> 主 任 監督員 </td> <td style="width: 15%; text-align: center; border: 1px solid black;"> 監督員 </td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; border: 1px solid black;"> 現 場 代理人 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; border: 1px solid black;"> 主 任 (監理) 技術者 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> </tr> </table>						総 括 監督員	主 任 監督員	監督員		現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者							
	総 括 監督員	主 任 監督員	監督員		現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者												

別紙 5

週休2日制適用工事 チェックリスト

事務所名 ○○事務所

工事名 ○○工事

受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載	祝日
7月1日	月				
7月2日	火				
7月3日	水				
7月4日	木				
7月5日	金				
7月6日	土				
7月7日	日				
7月8日	月				
7月9日	火				
7月10日	水				
7月11日	木				
7月12日	金				
7月13日	土				
7月14日	日				
7月15日	月				海の日
7月16日	火				
7月17日	水				
7月18日	木				
7月19日	金				
7月20日	土				
7月21日	日				
7月22日	月				
7月23日	火				
7月24日	水				
7月25日	木				
7月26日	金				
7月27日	土				
7月28日	日				
7月29日	月				
7月30日	火				
7月31日	水				

(週単位)	第1週	現場閉所	2 / 7日	(28.5%)	○
	第2週	現場閉所	2 / 7日	(28.5%)	○
	第3週	現場閉所	1 / 7日	(14.2%)	×
	第4週	現場閉所	2 / 7日	(28.5%)	○
	第5週	現場閉所	3 / 7日	(42.8%)	○

※月の最終週（7日未満）については、翌日の第1週に含めるものとする。

(月単位/通期 ※月単位でも通期でも同じ書き方です)

現場閉所日	0	0
対象期間	31	31
今月の閉所率	0.0%	0.0%

週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

事務所名 ○○事務所
工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

会社名	氏名	2024年7月 休日確保状況																															今月				累計			
																																	対象	休日 日数	休日 率	平均 休日率	対象	休日 日数	休日 率	平均 休日率
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	31	0	0%	31	0	0%		
A建設	○○																																31	0	0%	31	0	0%		
	□□																																31	0	0%	31	0	0%		
	◇◇																																31	0	0%	31	0	0%		
																																	31	0	0%	31	0	0%		
B建設（一次下請）	●●																																31	0	0%	31	0	0%		
	■																																31	0	0%	31	0	0%		
	◆																																31	0	0%	31	0	0%		
																																	31	0	0%	31	0	0%		
C建設（二次下請）	△△																																31	0	0%	31	0	0%		
																																	31	0	0%	31	0	0%		
																																	31	0	0%	31	0	0%		
																																	31	0	0%	31	0	0%		

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（“休”：休日、“-”：対象期間外、空欄：対象期間）
※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。